

# 極秘通信

情報統制と監視国家をゆるさない！

2013/10/16 第6号

## 秘密保全法に反対する愛知の会

【連絡先】 名古屋市中区丸の内3-7-9 303

TEL 052-953-8052 FAX 052-953-8050

【ブログ】 <http://nohimityu.exblog.jp>

【twitter】 [https://twitter.com/himitsu\\_control](https://twitter.com/himitsu_control)

## 「特定秘密保護法案」パブコメを受けて

共同代表 弁護士 中谷雄二

「特定秘密保護法案」=情報統制法案のパブリックコメントの結果が発表された。15日間で約9万件が寄せられ、反対が8割を近くを占めたという。パブリックコメントは原則として30日間とされている ([http://www.e-gov.go.jp/help/about\\_pb.html](http://www.e-gov.go.jp/help/about_pb.html)) のに、15日間と異例の短期間だったこと、すでに法案も逐条解説も出来ているのに、意見を求めるために公表されたのは、A4でわずか4枚の概要と別表2枚、参考資料1枚のみ。国民に広く知らせて論議を巻き起こすことなく、「静かに」、意見を聞いたという形を取りたかったのだろう。

ところが、意見を寄せた市民の8割がこの法案の持つ危険性に懸念を示した。これは政府にとって予想外の事態だったと思われる。9月26日、法案成立を推進するPT座長の町村信孝元外相は「組織的にコメントする人々がいたと推測しないと理解できない」と記者団に述べたという (<http://www.tokyo-np.co.jp/article/politics/news/CK2013092702000140.html>)。彼らには、これまで極力情報を隠して進めてきた「特定秘密保護法案」=情報統制法案にこれだけの短期間でこれほどの反対の意見が集まるのが想定外だっ



## マンガの解説

○×スーパーでは西日本で採れた魚を売っていたのでしょ。その魚から高濃度の放射性物質が出た、というのは放射性物質の拡散状況に関わる情報です。政府も東電も発表していない情報…誰からその情報を得たのでしょうか? その人が「漏えい」罪を侵していたら、警察から「捜査協力」として任意の事情聴取を求められるかもしれません。

たのだろう。

しかし、町村氏が言うような、「組織的にコメントする人々」とは誰を指しているのだろうか。9万件もの意見を提出できるような組織などどこにあるのだろうか。

実際には、安倍内閣が進める軍事国家化を懸念し、国が秘密の名の下で、懲役10年の重罰の脅しによって、国民の知る権利を侵害し、秘密の内に国の重要事項を決定していこうということや民主主義に反する、政府の秘密主義に対する危機感と法案に盛り込まれた適性評価制度などのプライバシー侵害に表れる監視国家化への強い懸念が示されたものである。

私も共同代表をつとめる「秘密保全法に反対する愛知の会」のブログ (<http://nohimityu.exblog.jp/>) には、このパブリックコメントの募集期間中、概要が発表されるまでは一日数百件程度のアクセス数が、8000件、2万件、最後には遂に4万件へと増え、15日間の合計は13万件余のアクセスに上った。山本太郎さんや藤原紀香さんが反対を表明したことの影響もあり、多くの市民が法案に対する声を上げた。

反対意見の集中は、組織的にコメントする人々などではなく、政治に関心を持つ個々の国民の反応によるものである。その手段は組織による締め付けや指導ではなく、インターネットなどを利用した言論によって、共感を集めたものである。

彼らが想定外だったのは、市民の言論の力だろう。民主主義は言論である。政府は、彼らが軽蔑する民主主義に敗退したのだ。それにあせった政府は、「報道の自由」への配慮や基本的人権を侵害することのないようにしなければならないとの規定を盛り込むことを早速に表明した。「知る権利」についても規定することを検討しているとも報じられている。

しかし、社会通念上是認できない方法による取材を処罰の対象とするなど、そこで配慮される「報道の自由」は、政府の公式発表に限られるものである。政府の秘匿したい情報を暴くことは、認められない。そして、一旦、検挙されれば、報道や取材への萎縮効果は甚大なものがある。抽象的に法文にこれらを配慮すると書き込むだけでは何も問題は解決しない。

パブコメの結果、圧倒的な反対意見が集まったことが報道されました。

2013/09/27(金) 中日新聞 朝刊

## 秘密保護法「反対」8割

### 政府意見公募 異例の9万件集まる

政府は二十六日、自ら十七日の間に約九万九千件が寄せられ、反対が八割近くを占めた。意見公募は、政府が法案を閣議決定する前に、国民の意見を聞く制度。意見が数件しか寄せられないケースも多く、九万件は異例だ。今回の募集期間が、一般的である三十日の半分しかない十五日だったことを考えれば、国民が強く懸念している実態を示したといえる。

反対意見は「原発問題やTPP（環太平洋連携協定）交渉など重要な情報を知ることができなくなる」「取材行為を萎縮させる」など、国民の知る権利や報道の自由を懸念する内容がほとんどだった。「スパイを取り締まる状況にしてほしい」など、賛成意見は約一割にとどまった。反対意見が圧倒的に多かったことについて、法案成立を推進するPT座長の町村信孝元官房長官は「組織的にコメントする人々がいたと推測しないと理解できない」と記者団に述べた。

これら「報道の自由」への配慮や「知る権利」の尊重などの規定は、反対意見を抑えるためのものであろう。おそらく今後、盛り上がる反対運動に対して、冷や水を浴びせるために用意していたものなのだろう。ところが、この時点で切り札を切らざるをえなかったのは、予想外の反対意見に対する政府の焦り以外のなにものでもない。そして、これらの配慮が報じられた後も新聞等では反対意見が続いている。反対運動を盛り上げ、政府が軽蔑し軽視している輿論によって、この悪法の成立を阻止する可能性が見えてきた。各地でも反対運動への取り組みがようやく始まりだした。一気に運動を強め、反対の輿論を広げることによって法案の提出を断念させようではありませんか。

## 「秘密保全法」

# 政府原案の問題点

会員 弁護士 新海聡

政府は9月3日、「特定秘密保護法」と題した法案の「概要」を公表したことにひきつづき、同月27日、マスコミを通じて政府原案を公表した。10月の臨時国会にむけて、立法準備を加速していることは間違いない。

政府原案では、特定秘密の対象とする分野を、防衛、外交、外国の利益をはかる目的での特定有害活動防止、テロ活動防止の4分野とし、このうち、「我が国の安全保障に著しい支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要である」と行政機関の長が判断したものを「特定秘密」に指定できると定めている（3条）。しかし、実際は自衛隊や米軍、外交情報のほとんどすべてを特定秘密の対象とし得る内容であるばかりか、テロ対策の名の下、原子力発電所の苛烈事故に関する情報や原発の開発に関わる情報までも特定秘密に指定できる内容となっているから、結局のところ、政府が公開を望まない情報についてはすべて「特定秘密」として、情報を非公開とするだけでなく、漏えいを厳しく処罰できる内容となっている。また、原案の20条には「報道の自由に十分に配慮するとともに、これを拡張して解釈して、国民の基本的な人権を不当に侵害することがあってはならない。」として、報道の自由との調整をはかるかのような文言が存在しているが、リップサービスにすぎない。秘密保全法はもともと憲法が保障する報道の自由や国民の知る権利の制限を内容とする法律であるから、20条のような文言の有無にかかわらず、その適用が報道の自由や基本的人権を制約するという結果は絶対に避けられないからだ。

さらに、政府原案の10条1項は、特定秘密の国会議員への提供について、秘密会であること、特定秘密を知ることのできる範囲と特定秘密の目的外利

用（法案審議以外の利用）の禁止について政令で定めたルールが存在することを要件とし、そのうえで、行政機関の長に、国会議員に特定秘密の提供をしてもよいかどうかの裁量権を認めている。しかし、この点は国会での審議に必要な情報の国会への提供を官僚が自由にコントロールできることを意味するもので、大問題だ。国会が「国権の最高機関」であり、国会審議を通して世論を形成するという憲法の大原則に反するからだ。

また、政府原案は特定秘密の範囲を明らかにするために「当該情報を化体する物件に特定秘密の指定をする」と定めている（3条2項1号）が、コンピューター上のデータなど、電磁記録についてはこのような指定は無理だ。過失による情報漏えいも処罰されるため、情報を扱う人は誤って情報開示するリスクを避けようと、特定秘密に指定されていない周辺情報も不開示としがちになる。個人情報保護法ができた当時の過剰反応のように、本来、公開されるべき情報を非公開とする事態が生じることが予想できる。

「特定秘密」の有効期間（上限5年で更新可能）があるかのような条項（4条）も「特定秘密」指定の乱発を招く危険があるだけだ。仮に、3ヶ月で「特定秘密」の指定が解除されたとしても、それが緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム（SPPEEDI＝スピーディ）情報の場合はどうだろうか。福島第1原発事故では、スピーディの情報公開の遅れを批判できた。秘密保全法ができれば、最も公開されなければならない時期に情報を非公開とすることが堂々とまかりとおる可能性すらある。また、期間延長を延々と繰り返すことで、本来国立公文書館で閲覧に供されるべき外交情報も永遠に国民の目に触れさせないようにすることも可能である。

秘密保全法の制定は、ぜひとも阻止しなければならない。

街角「反対」が最多

秘密保全法 市民団体シール投票

国の機密情報を漏らした国家公務員らに厳罰を科す「特定秘密保全法案」に対する市民の考えを知ろうと、市民団体「シール投票あいち」は十七日、名古屋市中区で通行人に三択方式で意見を聞いた。

投票した計百四十八人のうち、最も多い六十八人(46%)が反対で、分らないが六十五人(44%)、賛成は

特定秘密保全法案は、防衛や外交など四分野の機密情報を漏らした場合、最長で懲役十年の罰則を科す方向で、政府が秋の臨時国会での成立を目指している。情報漏えいの罰則強化が主な内容で、国民の「知る権利」の制限やプライバシー

侵害が懸念される。

シール投票では、ポスターを持った市民団体メンバーが街頭で一時的に「政府は分かるやすく説明してほしい」と話した。市民団体の久野秀明

さん(65)は「四割以上に、強硬に法制化することは許されないと政府をけん制した。」(池田悌一)



特定秘密保全法案の賛否についてシールで投票する市民(左)＝名古屋市で

シール投票では、ポスターを持った市民団体メンバーが街頭で一時的に「政府は分かるやすく説明してほしい」と話した。市民団体の久野秀明

↑2013年9月19日の中日新聞  
シール投票を行った様子が取り上げられました。

さん(65)は「四割以上に、強硬に法制化することは許されないと政府をけん制した。」(池田悌一)

すきま編集後記

山本太郎さん、名古屋に現る

編集長 弁護士 矢崎暁子

秘密保全法のパブコメ後、秘密保全法を成立させないぞ、と山本太郎参議院議員が全国キャラバンなるものを始めました。臨時国会直前、全国各地で街頭演説をして回っています。9月24日には名古屋にも登場し名駅前と栄で熱く語っていかれました。実は、急遽、知人の知人の…紹介で山本議員から連絡を受け、私も街宣に参加させていただいたのです。聴衆の多さと向けられるカメラに冷や汗たっぷり。

また「本当のこと言って何か不都合でも?～秘密保全法を学んじやうよ」という対談企画にもお呼ばれました。手作り感いっぱいの山本議員の街宣の様子は、動画や写真としてインターネット上で拡散されています。箱の上に立ち演説する昔ながらの街宣と、動画を撮ってインターネットにアップするという現代ならではの宣伝手法。両方重要ですね。愛知の会も、負けてられない!と思った一日でした。

## 「秘密保全法」って何？

# そもそもQ&A

編集長 弁護士 矢崎暁子

### Q. 秘密保全法って、どんな法案ですか？

A. 言うなれば「情報統制法」「秘密国家法」「言論統制法」「監視国家法」という内容です。私たちの生命や生活に関わる重要な政策に関する情報を「特定秘密」と行政機関が指定すれば、それを他人に伝えること・知ろうとすることが重罰をもって禁止されます。政策の是非を議論し判断するうえで最も重要な情報を隠し、政府を批判できなくさせる問題があります。同時に、「特定秘密」を扱う人や家族のセンシティブ情報にわたる身辺調査を行い、人事評価により選別します。

### Q. どんな情報が隠されるんですか？

A. ①防衛、②外交、③特定有害活動防止、④テロ活動防止に関する情報で、「その漏えいが我が国の安全保障に著しい支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるもの」とされています。法案に付されている「別表」は、「防衛の用に供する物の…使用方法」「テロ活動防止に関し収集した…重要な情報」など漠然とした規定であり、実際にどんな情報がそこに含まれるのか、予測は困難です。例えば原発施設の構造上の問題点や、アメリカのNSAのような通信情報収集活動が含まれるかもしれません。いずれにしても「何が秘密かは秘密」です。

### Q. 何をしたら犯罪になるんですか？私にも関係ありますか？

A. 「特定秘密」取扱者と業務・公益上の必要からこれを知った者は、「漏えい」（過失、未遂含む）をすると罪になります（懲役10年以下）。取扱者は公務員だけでなく国や警察から委託を受けた民間事業者も含み、知得者は国会議員も含まれます。例えば、取

扱者の知っている「特定秘密」が実は国の違法行為を示す情報でもある場合、それを内部告発しようかという悩みを家族に話したら「漏えい」とされるかもしれませんし、同僚と相談したら「共謀」とされるかもしれません。

一般市民にも「取得罪」（懲役10年以下）（未遂含む）、「漏えい」や「取得」の「共謀」「教唆」「扇動」による処罰の可能性があります。禁止される取得態様は「管理を害する」方法ですが、不正アクセスなどの犯罪には限りません。何が「管理を害する」とされるのかは、今のところわかりません。一般市民としては「特定秘密」と知らずに情報を入手して発信した場合でも、「知ってたからわざわざ入手したんだろう」「不正な方法で入手したんだろう」と疑われ、捜査を受けるかもしれません。「もし疑われたら…」怖いし面倒に巻き込まれたくないから取材・調査しない、発信しない、と萎縮が広がる危険があります。

### Q. 秘密保全法違反で起訴されたら裁判はどうなるんですか？

A. 本来、裁判は公開の法廷で行わなければなりません。公正な手続・内容かどうかを国民が監督できるようにするためです。しかし例えば「特定秘密漏えい被告事件」では、「何を漏えいしたか」という構成要件の核心部分が公開されない危険があります。本当に「秘密」とすべき情報だったのか、国民の批判を受けない裁判が行われかねません。戦時中の軍機保護法違反の裁判のように、判決文が伏せ字だらけになる可能性もあります。

### Q. 身辺調査って、何を調べられるんですか？

A. ①特定有害活動・テロとの関係、②犯罪歴・懲戒歴、③情報取扱いに係る非違歴、④薬物の影響、⑤精神疾患、⑥飲酒の節度、⑦経済的状況を調査されます。①はその人の私生活上の活動内容を調べることになり、思想調査にわたります。調査結果に基づき人事が行われるため思想差別的人事が行われる危険があります。調査は拒んでもいいですが、秘密情報を扱う重要なポストには就けなくなります。

## 今後のイベント情報(愛知)(他団体含む)

- ★10/16(水)18時～ 愛知県弁護士会スピーチ集会+デモ  
@若宮大通公園～矢場町～栄～伏見
- ★10/17(木)18時半～ 秘密保全法学習会  
@豊田産業文化センター 講師：浜島将周弁護士
- ★10/22(火)14時～15時 秘密保全法情報公開訴訟報告集会  
@愛知県弁護士会 5階
- ★10/22(火)18時半～20時半 秘密保全法学習会  
@市民活動推進センター(ナディアパーク)研修室  
講師：中谷雄二弁護士
- ★10/25(金)12～13時「秘密保全法に反対する愛知の会」宣伝  
@栄バスターミナル前  
13時半～ 「秘密保全法に反対する愛知の会」世話人会  
@全国オンブズ事務所
- ★10/27(日)13時半～16時半  
「知る権利を奪うな！監視国家を作るな！10.27市民集会」  
@東別院ホール 参加費 500円  
主催 10.27市民集会実行委員会  
(1)基調講演 スノーデン事件と「秘密保全法」  
臺宏士氏(毎日新聞記者)  
(2)パネルディスカッション  
臺宏士氏、新海聡 弁護士、本秀紀 教授(憲法学)
- ★11/6(水)12～13時「秘密保全法に反対する愛知の会」宣伝  
@栄バスターミナル前  
13時半～ 「秘密保全法に反対する愛知の会」世話人会  
@全国オンブズ事務所

## 今後のイベント情報(全国)

- ★【東京】10/24(木)18時半～21時  
「国家秘密と情報公開—特定秘密保護法案は、秘密のブラックホールか！—」  
@文京シビックセンター4F シルバーホール  
三木由希子氏(NPO法人情報公開クリアリングハウス理事長)  
瀬畑源氏(都留文科大学ほか非常勤講師)  
辻利夫(ソーシャル・ジャスティス基金運営委員)
- ★【福岡】10/26(土)14時～16時  
福岡県弁護士会シンポジウム「秘密保護法で社会はどう変わるのか？—外交・防衛の決定権限のゆくえ—」  
@福岡県弁護士会館3階ホール
- ★【札幌】11/9(土)13時半～16時  
「秘密保護法制定に反対する札幌市民集会 Part II 秘密を聞いたら懲役10年!? STOP!秘密保護法」  
@ロイトン札幌3階ホール  
講演「TPPより原発より危険な法案」講師 堤末果氏  
弁護士による寸劇「何がヒミツか？それがヒミツだ！」  
弁護士会から訴え「秘密保護法案をめぐる情勢」
- ★【東京】11/9(土)13時半～16時半  
「第53回放送フォーラム 秘密保護法・ブラック国家への一里塚～危うし！「知る権利」「報道の自由」～」  
@代々木区民会館・集会場  
ゲスト 田島泰彦氏(上智大学新聞学科教授)

秘密保全法に反対する愛知の会では、秘密保全法に反対する仲間を大募集しています！会員の方には、企画のお知らせや極秘通信をお届けします。当会の活動—チラシや極秘通信、展示物の作成・配布、学習会の企画など—は、すべて会費とカンパのみで行っています。カンパによるご支援も大歓迎です！

入会希望・カンパ希望の方は、当会まで年会費(個人1口1000円、団体1口3000円)をお振り込み下さい。

【振込先】 郵便振替口座 00840-3-214850  
「秘密保全法に反対する愛知の会」

## 秘密保全法に反対する愛知の会 とは

秘密保全法に反対する愛知の会は、「秘密保全法」の制定を阻止するため、主に愛知県に住む弁護士や市民・市民団体が集まって2012年4月に結成した団体です。結成当初からほぼ月に2回のペースで街頭宣伝、弁護士会員の学習会への講師派遣、ブログやツイッター、ニュース「極秘通信」での情報発信などを行っています。